

■京都市自転車活用推進計画に基づく施策の実施状況

つかう 全31項目
 A:R2完了・実施中 7
 B:R2実施に向け検討中・着手済 11
 C:R2コロナウィルスによる影響により中止・未実施 5
 D:R3以降の実施に向け検討 8

資料1

令和2年10月12日時点

□つかう

京都市自転車活用推進計画			R2の取組み状況・予定	取組評価	担当課
施策	事項	取組み内容			
1	① 官民連携によるサイクリング環境の整備	○サイクルツーリズムを普及させるため、地域の魅力体験や地域の人々との交流が図れるような広域的なモデルルートを設定します。 ○モデルルートでは、初心者、上級者それぞれのレベルにあったコース設定とします。また、地形や町並み等を考慮しつつ、迷わずに安全に走行できる、地域に適合した環境整備、楽しみながら快適に走行できるサイクリストの受け入れ環境の充実を図ります。 ○モデルルートを利用した周遊観光、滞在プログラム等を検討します。	・平成27年度に整備の「京都やましろ茶いぐるライン」サイクリングルートを活用し、周遊を促している。 ・「日本遺産日本茶800年の歴史散歩～京都・山城～を巡るサイクリングマップ」を活用した下記の取組みを実施。 平成27年度 紙媒体のマップを作成。以後継続してサイクリストが集う休憩施設や自転車店等において配架。 令和元年度 マップのアプリケーション化(以下「アプリ版サイクルマップ」と言う)を行い、スマートフォンなど携帯端末で位置情報を確認しながら、サイクリングルートを周遊できる仕組みを造成。以後継続してアプリケーションの保守、継続公開を実施 ・令和元年度制作のアプリ版サイクルマップを活用し、令和2年10～11月に「京都やましろサイクルスタンプラリー」を開催中。	A	山城広域振興局
			・京都スタジアムを核としたサイクリングルートの設定に向けた検討に着手。初級者～上級者の各ターゲット別の複数コースを地域資源を組み合わせて今年度内に設定すべく調査、検討を推進	B	南丹広域振興局
			・平成26年度に整備の「由良川回廊自転車道(ゆらり)」サイクリングルートを活用し、周遊を促している。 ・「～京都由良川回廊～京都『ゆらり』サイクリングロードガイドマップ」を活用した下記の取組みを実施。 平成26年度 紙媒体のマップを作成。以後継続してサイクリストが集う休憩施設(サポートステーション)や自転車店等において配架。 平成27年度 「SEATOSUMMIT実行委員会」設立。モンベル・フレンドエリアの登録および、モンベルフレンド・フェアへの出展を通じて全国のアウトドア愛好家向けに情報発信(～R2まで)	B	中丹広域振興局
			・京都『ゆらり』サイクリングロード沿線に設置しているサポートステーションや協力店を「カヌー」や「登山」コース周辺にも拡大予定。 ・地域振興計画推進費事業「eバイクを活用した周遊観光基盤」により、丹後地域特有の起伏の激しい地形に対応しうるeバイクに主眼を置いた周遊観光基盤事業に取り組んでいるところ。 ・民間事業者主導による、ガイドツアー等での地域の魅力体験や人々との交流も取り入れた取組を支援(民間事業者やDMOによりモデルルートも設定)。 ・R2は充電ステーション整備事業や総務省「シェアリングエコミー活用推進事業」によるeバイク回収ネットワーク整備検討を実施中または実施予定。 ・丹後広域振興局の進めるeバイク関連事業と連携して取り組んでいただいている民間eバイクツアーガイド・レンタル事業者を中心にモデルルート等設定いただき、振興局やDMOでバックアップ。	A	丹後広域振興局
			・京都八幡木津自転車道(以下、「京奈和自転車道」)のリニューアル工事(舗装修繕、誘導ライン整備、大型案内看板の更新等)を推進しており、今年度完了予定。	B	道路管理課
			② 官民連携による観光ツアーの実施 <山城地域>	○電動アシスト自転車を活用した認定ガイドによる、お茶の京都エリアを巡る観光サイクリングツアーの実施に取り組めます。 ○インバウンドなどの観光客が、山城域内を周遊・滞在できるよう鉄道駅と連携した二次交通(タクシー、レンタカー、レンタサイクル等)の活用等により府外からの誘客を推進します。	・コロナ禍のなかで、認定ガイドの活動が自粛傾向にあり、ツアーの実施についても慎重に検討している。
<南丹地域>	○京都スタジアムを起点として、質の良い「食」、豊かな「自然・歴史文化」、地形を活かした「アウトドアスポーツ」などの京都丹波の強みを取り入れたサイクリングツアーを進めます。	・インバウンド向けハイヤープランの販売 平成30年度～(お茶の京都DMO) ・観光カーシェアリングの実施 令和元年度～(お茶の京都DMO) ・もうひとつの京都周遊バスの販売 令和2年8月～(対象エリア内での定額乗り放題バス)	A	山城広域振興局	
<中丹地域>	○由良川や大江山等における観光・スポーツ交流を推進します。	・京都スタジアムを核としたサイクリングルートの設定に向けた検討に着手。初級者～上級者の各ターゲット別の複数コースを地域資源を組み合わせて今年度内に設定すべく調査、検討を推進。 ・サイクリングツアー等については、来年度以降の実施に向け検討	D	南丹広域振興局	
<丹後地域>	○地域・企業・行政がそれぞれの強みを活かして課題解決に向け共創する「リビングラボアプローチ」を用いて、自転車の活用を軸にした多彩なサイクリング関連事業に取り組めます。	・「自転車」「カヌー」「トレッキング」のコースやサポートステーション等を一体的に情報集約したガイドマップを今年度中に作成予定 ・観光ツアー等については、引き続きDMOと連携し、来年度以降の実施に向け検討 ・これまで進めてきた「サイクル・リビングラボ展開」事業を踏まえ、R2年度はeバイクに特化するとともに、引き続き地域、企業、行政の強みを活かしたリビングラボ手法も取り入れつつ、民間主導の事業に移行できるよう取組を前進。都市デバイスメーカー等とも連携して推進	D	中丹広域振興局	
③ 自転車を活用したまちなか観光による新たな魅力創出	○京都舞鶴港へ寄港したクルーズ船の利用客に対して、西舞鶴のまちなかを快適に、広範囲に周遊してもらい、地域活性化につなげていくため、港に「海の京都駅(仮称)」を設置し、レンタサイクルサービスを提供します。	・新型コロナの影響から、R2はクルーズに寄港実績なしのため、レンタサイクルサービスは未実施 ・レンタサイクルサービスは、民間企業によるサービスへ移行していく予定。	C	中丹広域振興局	

④	自転車の活用による地域の魅力発信	○継続的、日常的にサイクリングを多くの人に楽しんでもらうためサイクリングコースや周辺観光スポットや休憩所等の情報を載せたサイクリングマップ、アプリ等の導入を検討します。また、マップ、アプリ等によりサイクリストに対して交通ルール遵守やマナー向上等を周知します。 ○多言語対応のマップ、アプリ等、インバウンド誘客の促進も図ります。	・京都やましろサイクルスタンプラリーのアプリケーション上のマップにおいて、サイクリングコースや周辺観光スポットや休憩所等の情報を掲載し、観光周遊を促進 ・スタンプラリーの告知(チラシ、WEBページ)において、交通ルールの遵守等を併せて発信。 ・もうひとつの京都多言語WEBサイトの開設(お茶の京都DMO)	A	山城広域振興局
			・令和2年度の新規サイクルルートの設定を踏まえ今後検討	D	南丹広域振興局
			・「自転車」「カヌー」「トレッキング」のコースやサポートステーション等を一体的に情報集約したガイドマップを今年度作成予定	B	中丹広域振興局
			・サイクリングマップについては令和元年度に、関係者で構成する「京都オーシャンロード実行委員会」で日本語版、英語版を作成するとともに、今後、個別コースや改訂版の作成等については今後民間事業者において検討いただく予定。 ・POSTコロナ時代のインバウンド誘客回復に向けた戦略等について、民間事業者の意見を踏まえ検討予定。	B	丹後広域振興局
			・令和2年度概成予定の京奈和自転車道についてのサイクルルートマップを作成中であり、交通ルールの遵守、マナー向上といった安全利用の項目の記載や多言語対応について検討	B	道路管理課
⑤	サイクルトレインの実施検討	○交通事業者と連携したサイクルトレイン、サイクルバス、サイクルタクシーなどにより、サイクルツーリズムの普及を促します。	・サイクルルートの設定整備を進めながら、利用者ニーズの把握や事業者との調整を推進	D	観光室、交通政策課
2	①	○国、市町村、各種団体等と連携協力し、国際大会をはじめ国内等の競技大会等スポーツイベントの開催に努めます。 ○国、市町村、各種団体等と連携協力し、国際大会をはじめ国内等の競技大会等スポーツイベントの開催に努めます。 ○サイクリングイベント等の情報を、常に一元的に収集し、HP等により新しい情報を幅広く共有・発信します。	・例年TANTANロングライドを開催しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大のため中止 ・令和2年5月に予定していたツアー「オブ・ジャパン京都ステージ」は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止。令和3年度の開催については、今後実行委員会において課題の洗い出し等を実施予定。 ・R2.10.31～11.1ワールドマスターズゲームズ2021関西のテストイベント マウンテンバイク(和東)が予定通り開催されることとなれば、「京都やましろ観光HP」において情報発信に協力。 ・令和2年度の新規サイクルルートの設定を踏まえ今後検討	C	観光室 丹後広域振興局
			・令和2年度は具体的な取組はなし。	D	南丹広域振興局
			・今年5月にeバイクイベント開催を民間事業者中心に検討されていたがコロナの影響で中止。来年度開催に向け検討される予定。丹後広域振興局としても広報面その他の連携を検討。 ・情報発信については民間事業者及びDMOと役割分担を踏まえ戦略的に実施を検討していく。	D	中丹広域振興局
				C	丹後広域振興局
②	自転車競技環境の整備支援	○2021年開催予定の「ワールドマスターズゲームズ関西」を踏まえ、国際的MTB大会の開催が可能な施設整備を支援します。	・和束町では、国際的MTB大会の開催が可能な施設整備を行っており、施設整備に対して事業費補助を実施	A	文化スポーツ施設課
③	既設競輪場や公園等の有効活用の促進	○京都向日町競輪場で、若者やファミリー層をメインターゲットに、BMX(Bicycle Motocross)の全国大会を誘致・開催します。また、サイクルスポーツ練習施設を設置するなど、幅広い年齢層にサイクルスポーツを体験する機会を提供していきます。	・京都向日町競輪場では、平成29年4月に「京都サイクルクラブ」を設置し、幅広く自転車競技者層の拡大を図っている。 【バンク走行練習会】 月1回程度、バンクを活用した定期練習、ロードレース参加、競輪選手との交流など、自転車好きが心から楽しめるイベントを開催 【サイクルパーク京都の運営】 BMXフリースタイルの練習施設「サイクルパーク京都」では、土日祝日に利用者のレベルに合わせた3つのコース(中上級者向け、入門者向け、2～6歳の子どもの向け)を設け、運営を実施 また、平成30年度、令和元年度の2年連続で、BMXフリースタイルの全国大会である「JapanCup」を誘致・開催(今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催は未定)	A	総務調整課

3	①	健康増進の広報啓発	○運動習慣者の割合の増加を達成するため、自転車を活用した健康づくりに関する広報啓発を実施します。	・自転車を含む身体活動による健康増進を啓発するポスターの掲示を実施するとともに、その他広報啓発についても引き続き検討	B	健康福祉部
	②	楽しい健康づくりの促進	○サイクルツーリズムを推進する企業・団体とともに、ウェルネスツーリズムやヘルスツーリズムにつながるような、自転車を活用した健康コンテンツと観光を連携した事業の導入、広報活動を検討します。	・府内のサイクリングルート・周辺観光スポットほかをスマホアプリにより発信中であり、ウェルネスツーリズムやヘルスツーリズムにつながるような取組みについては、今後検討	B	観光室
4	①	交通手段の転換(モーダルシフト)	○事業者、府民、観光旅行者等の、事業活動や通勤、日常生活又は滞在中の活動に関し、公共交通機関又は自転車の利用等を促進することにより、自動車等の使用の抑制を図ります。	・地球温暖化対策計画の改正(令和2年度予定)に合わせて検討中。 ・大規模事業者に対しては温室効果ガス排出量削減計画書制度において促進を図っている。	D	地球温暖化対策課
	②	移動手段の共有(ムーブシェア)	○サイクルシェアなど移動手段の共有(ムーブシェア)の取組を拡大させるなど、シェアリングエコノミーを進めます。	・地球温暖化対策計画の改正(令和2年度予定)に合わせて検討中。	D	地球温暖化対策課
	③	自転車通勤の広報啓発	○「自転車通勤導入に関する手引き(自転車活用推進官民連携協議会 2019年5月策定)」等を活用し、企業活動等における自転車通勤や業務利用を拡大するための広報啓発を実施します。	・府内市町村へ広報啓発のためのポスターを配布 ・企業へのアプローチについては、今後検討	B	道路管理課
5	①	災害時における自転車利用の推進	○大規模災害発生時の情報連絡活動の一つとして自転車を活用します。	・京都BCP行動指針において、災害時の情報共有の際に自転車等の活用を明記しており、訓練等の際に災害時の移動手段として自転車の有用性を啓発していく。	B	災害対策課
			○大規模災害発生時において、応急対策業務や必要性の高い通常業務が適正に継続できるよう、公共交通機関や自家用車が利用できない場合においては、自転車による参集を想定します。	・京都府庁地震業務継続マニュアルにおいて、職員の参集時の移動手段として、自転車等の活用を明記しており、訓練等の際に災害時の移動手段として自転車の有用性を啓発していく。	B	災害対策課

□つくる

つくる 全21項目
 A:R2完了・実施中 2
 B:R2実施に向け検討中・着手済 11
 C:R2コロナウィルスによる影響により中止・未実施 0
 D:R3以降の実施に向け検討 8

令和2年10月12日時点

京都市自転車活用推進計画			R2の取組み状況・予定	取組評価	担当課
施策	事項	取組み内容			
6	① 自転車活用推進計画の策定推進	○自転車活用推進計画に関する、国及び全国の地方公共団体の動向に関する情報を収集し、府内市町村へ周知すること等により、自転車ネットワーク計画を含む市町村自転車活用推進計画の策定を支援します。	・令和2年度に長岡京市が自転車活用推進計画(自転車ネットワーク計画含む)を策定予定であり、府も検討委員会に参画しているところ。 ・府内市町村毎の計画策定が進むよう、国による支援や検討内容の情報提供とともに、市町村の意向を踏まえた支援方法について検討	B	道路管理課
	② 「普通自転車専用通行帯」に関する規定の条例への追加	○自転車通行空間の整備を推進するため、「道路構造令の一部を改正する政令」(平成31年4月19日公布)を踏まえて、「道路法に基づく府道の構造の基準に関する条例」を改正し、「普通自転車専用通行帯」を新たに規定します。	・「道路法に基づく府道の構造の基準に関する条例」を改正済み(令和元年12月) ・府管理道路の改築等の際には、普通自転車専用通行帯の設置等による自転車走行環境の安全性の向上が図られるよう順次、検討、実施していく。	B	道路計画課 道路管理課 府警本部交通規制課
	③ 自転車通行空間の整備及び改善	○自転車道、普通自転車専用通行帯等の通行空間の整備及び改善	・園部停車場線(南丹市)において無電柱化事業にあわせ普通自転車専用通行帯を、都市計画道路小倉舞鶴線(舞鶴市、倉谷工区)において自転車道を整備中。 ・自転車の通行計画や実態等に応じ、普通自転車専用通行帯等の自転車の通行空間の確保を順次、検討、実施していく。	B	道路管理課 道路建設課 都市計画課 府警本部交通規制課
		○大規模自転車道の整備及び環境改善	・京都八幡木津自転車道ではリニューアル工事を令和3年度に完了予定。 ・田井大垣自転車道線では一部未接続区間において、整備計画を検討し、関係機関等と調整中。 ・加悦岩滝自転車道線では道路照明のLED化を実施中。 ・京都八幡木津自転車道のサイクリングルート沿いに立地するけいはんな記念公園では、サイクリストやその家族、観客等が気軽に立ち寄れて、自然に触れながら休息できる環境を整えるため、トイレ、駐輪場等の既存施設のリニューアル及び屋根付休憩所の基本設計を今年度実施予定。	B	道路管理課 道路建設課 都市計画課 府警本部交通規制課
		○無電柱化とあわせた自転車通行空間の整備	・園部停車場線において無電柱化事業にあわせ普通自転車専用通行帯を、都市計画道路小倉舞鶴線(倉谷工区)において自転車道を整備 ・その他路線においても京都府無電柱化推進計画に基づく計画路線の事業化検討とともに、自転車空間の整備について検討していく。	B	道路建設課 道路管理課
○サイクリングルートの環境及び景観整備の支援	・サイクリングルートにおける路面表示の設置に際しては色は青を基本とするが、各整備箇所(エリア)の地域特性を踏まえ景観への配慮を行った計画、施行を行っていく。 ・特に、農山村エリアでは、地域資源を活用した魅力ある観光コンテンツを磨き上げ、地域をまるごと滞在施設化する取組を支援する「農・観」連携地域コミュニティ応援事業を府独自事業として実施しており、こういった事業を活用しながら環境やコンテンツ造成等の支援をしていく。(令和2年度はサイクリングルート関連の応募はなし)	D	道路管理課 農政課 観光室		
④ 道路標識・道路標示・区画線の設置及び信号機の運用	○自転車交通を含め、全ての交通に対する安全と円滑を図るために、道路標識や道路標示、区画線等を設置し、信号機の適切な設置や運用に努めます。	・今年度、信号機6基の新設を予定しているなど、道路改良等の実施状況に応じて適切な時期、位置に配置していく。	B	道路建設課 道路管理課 府警本部交通規制課	
⑤ 多言語対応の案内看板等の整備	○案内看板等を整備する際には、訪日外国人へ適切に案内できるよう、ピクトグラムの設置や多言語対応を検討します。	・管内市町村の観光案内サイン整備推進委員会の委員等として、府市共同でピクトグラムの設置や多言語対応の検討・推進に取り組んでいるところ。 ・令和2年度の設置予定はなし。 ・令和2年度の新規サイクリングルートの設定を踏まえ今後検討	D	山城広域振興局	
		・令和2年度の整備予定は無し。	D	南丹広域振興局	
		※サポートステーション追加に伴う、マルチクルッピングサインの新設予定あり。	D	中丹広域振興局	
		・令和2年度の整備予定は無し。	D	丹後広域振興局	
		・整備済みのサイクリングルートである京都山城茶いぐるライン、ゆらりーではピクトサインを採用済 ・今年度整備予定の京奈和自転車道においては、路面表示には英語、ピクトグラムの両方を採用する予定であり、今後の整備においても英語、ピクトグラムの採用を検討していく。	B	道路管理課	

7	① 道の駅との連携	<p>○サイクリストが利用しやすい環境を提供するため、「サイクルラック」や「空気入れ」、「工具」などを常備する「サイクルサポートステーション」の設置やレンタサイクルの充実等、サイクリング拠点化を検討します。</p> <p>○道の駅等のサイクルツーリスト受け入れ体制のための支援を進めます。</p>	<p>・「木製品等導入支援事業」により、道の駅におけるサイクルラックの設置促進を支援しているところであるが、今年度は道の駅等からサイクルラックの導入に係る応募はなし。 ※府内18駅中サイクルラック未設置の道の駅は5駅(京都新光悦村、海の京都宮津、丹波マーケス、ガレリアかめおか、農匠の里やくの)</p>	D	農政課 道路管理課 観光室 市町村
8	① 停車帯の設置	<p>○自転車通行の安全性を向上させるため、普通自転車専用通行帯の設置区間では、自転車を含めた周辺の交通実態等や沿道状況等を踏まえ、停車帯の設置を検討します。</p>	<p>・現在、整備、計画中の路線では、該当箇所はないが、今後の道路改良計画等においては、普通自転車専用通行帯の設置を含めた走行環境の確保に配慮するとともに、停車帯の設置についても検討していく。</p>	D	道路建設課 道路管理課 府警本部交通規制課
	② 違法駐車取締り	<p>○地域住民の意見・要望を踏まえて違法駐車取締りに係るガイドラインを策定、公表、見直し、悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に重点を置いて取締りを行います。また、自転車の通行を妨げる違法駐車取締りも積極的に推進します。</p>	<p>・令和2年1月、違法駐車の実態に即した駐車監視員ガイドラインを改定。 ・放置駐車違反確認標章取付件数(7月末現在)19,994件</p>	A	府警本部交通指導課
	③ 駐車監視員による違反車両の確認	<p>○駐車監視員を活用し、駐車違反を行った者又は違反車両の使用者の責任を問う現行制度を引き続き適切に推進します。</p>	<p>・駐車監視員による放置駐車違反確認標章取付件数(7月末現在)14,903件</p>	A	府警本部交通指導課
	④ パーキング・メーター等の撤去の検討	<p>○利用率の低いパーキング・メーター等の撤去を検討します。</p>	<p>・東本願寺前のパーキング・メーターについては、道路管理者の道路整備に合わせて撤去を計画。</p>	B	府警本部交通規制課
	⑤ 荷さばき用駐車スペース等の検討	<p>○地域性、ニーズ、交通量などを考慮し、荷さばき場等を検討します。</p>	<p>・駐車実態を調査した上、「駐車可」等必要に応じた交通規制を検討する。</p>	B	府警本部交通規制課
9	① シェアサイクルの普及促進	<p>○バスや鉄道などの他の交通機関との接続利便性の向上や、観光振興、街中の回遊性向上を通じた地域活性化や観光振興を図るとともに、交通手段の転換等による環境負荷の軽減を図るため、シェアサイクルの導入を検討します。</p> <p>○公共用地・民地・鉄道駅周辺等へのサイクルポートの設置を検討します。</p>	<p>・令和元年度に、けいはんな学研都市の精華・西木津地区において、研究所の従業員を対象に、GPSを搭載したシェアサイクルの活用実験を実施。昼食時の利用など想定外の需要が顕在化した一方、新祝園駅への片道利用が約6割を占め、自転車の再配置コストが課題となったため、採算のとれる新たな手法を検討中。</p>	D	文化学術研究都市推進課 道路管理課
	② ニーズに応じた駐輪場の整備推進	<p>○市街地での「コンパクト+ネットワーク」の実現を図るため、バス交通や鉄道駅との連携を強化すること等により、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備を推進します。</p>	<p>・駐輪場整備は、国土交通省の交付金による財政支援制度もあり、整備主体となる市町村へ制度案内を実施 ・城陽市では、JR山城青谷駅駅舎改築及び駅周辺整備に伴い、市が駐輪場を再整備中(令和元年度～) ・向日市では、JR向日町駅周辺地区で実施する市街地再開発事業にあわせ、市が駐輪場の整備を予定 ・舞鶴市では、市がJR西舞鶴駅周辺(東口・西口)で駐輪場を整備中(令和元年度～令和2年度)</p>	B	道路建設課 都市計画課 交通政策課
	③ ゾーン30や狭さく等による安全対策の実施	<p>○道路管理者と京都府公安委員会が連携して、自動車の速度抑制や通過交通の侵入抑制を図る「ゾーン30」の整備や、狭さくの設置等、ハードとソフトの両面から生活道路内の歩行者と自転車の交通安全対策を実施します。</p>	<p>・生活道路対策の実施に当たっては関係市町村と連携し、国の補助制度等を活用するなど実施しているところ。 令和2年度から国の補助事業を導入する市町村 城陽市、久御山町、亀岡市、舞鶴市(4市町、4箇所) ・現在設置している「ゾーン30」において、関係機関、住民等と調整し、ハンプ、狭さく等ハード面の充実による安全対策の強化を推進する。</p>	B	道路管理課 府警本部交通規制課

まもる 全25項目
 A:R2完了・実施中 15
 B:R2実施に向け検討中・着手済 5
 C:R2コロナウイルスによる影響により中止・未実施 5
 D:R3以降の実施に向け検討 0

□まもる

令和2年10月12日時点

京都府自転車活用推進計画			R2の取組み状況・予定	取組評価	担当課
施策	事項	取組み内容			
10	① 安全性の高い製品購入につながる広報啓発	○BAAマーク(自転車協会の自転車安全基準に適合した自転車に貼付されるマーク)やTSマーク(自転車安全整備士により、点検・整備を受けたことを示すマーク)等の普及促進に努めます。	・自転車安全利用推進員講習等において、TSマークやBAAマークについて説明し、普及を促進	A	安心・安全まちづくり推進課
11	① より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発	○交通安全教育、街頭啓発、自転車購入時等の機会を通じた自転車の点検整備の呼びかけ及び安全な自転車の普及促進を図ります。	・自転車安全利用推進員講習等において、点検整備の重要性について説明するとともに、点検整備の実施訓練を行い、安全な自転車の普及を促進	A	安心・安全まちづくり推進課
12	① 自転車安全利用5則の活用等による効果的な広報啓発	○自転車安全利用に関する意識の向上を図るため、交通安全運動期間や自転車安全利用推進日(毎月20日)等の機会に「自転車安全利用5則」の活用等による自転車の交通ルール・マナーの周知や自転車事故の防止のための安全情報の積極的な広報を図るとともに、多くの団体や個人の参加を促進し、府民運動として盛り上げることで安全利用意識の更なる高揚を図ります。	・自転車の安全利用推進日等に、自転車安全利用5則のチラシの配布等による広報啓発を実施 ・防災・防犯メールシステムを活用し、自転車の交通ルール・マナーの向上に向けた交通安全メールを配信	A	安心・安全まちづくり推進課
			・自転車安全利用推進日(毎月20日)に一斉啓発活動を実施し、「自転車安全利用5則」等に基づき、自転車の交通ルール・マナーの周知や自転車事故防止のための安全情報について広報	A	安心・安全まちづくり推進課 府警本部交通企画課
	② 交通安全意識向上を図るための広報啓発	○自転車安全利用に対する意識を高めるため、各種運動や取組等への府民の参加を促し府民運動として盛り上げ、広報啓発活動を効果的に展開します。	・府民運動スタート式において、京都府交通対策協議会実施機関や安心・安全サポート事業所と協働による出発式や広報啓発活動を実施 ・5月の自転車安全利用推進月間に、自転車販売店と協働して啓発チラシを作成し、来店者等に対して配布 ・自転車安全利用推進日の一斉啓発活動において関係機関やボランティアの参加を促し広報	A	安心・安全まちづくり推進課 府警本部交通企画課
	③ 自転車運転者講習制度の着実な運用	○交通安全教室等において自転車運転者講習制度に関する広報活動を実施します。	・自転車安全利用推進員講習において、自転車運転者講習制度に関する説明を実施 ・府警ホームページで、自転車運転者講習制度や講習の対象となる危険行為について広報	A	安心・安全まちづくり推進課 府警本部交通企画課
	④ 交通安全に関する指導技術の向上	○自転車安全利用推進員(交通ボランティア)中から、指導者講習を受講したものを指導員として指定します。	・指導員の指定と育成に向けた自転車安全指導員講習を開催予定	B	安心・安全まちづくり推進課
	⑤ 自転車通行区間の整備に合わせた通行ルールの広報啓発	○自転車の通行空間に沿った現場指導及び広報啓発活動を実施します。	・警察等の関係機関と連携し、自転車横断帯の通行や車道の左側端通行等、自転車の通行空間を踏まえた現場指導や広報啓発活動を実施 ・自転車通行ルール等のチラシを作成し、街頭啓発時に自転車利用者に対して配布	A	道路管理課 安心・安全まちづくり推進課 府警本部交通企画課 府警本部交通規制課
	⑥ 地域交通安全活動推進委員等による指導啓発	○地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動を推進します。	・新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しながら、地域交通安全活動推進委員等による街頭啓発活動、登校指導、学校での交通安全教育を実施	A	府警本部交通企画課
	⑦ 危険・悪質な運転者への対応	○携帯電話・イヤホン等を使用しながらの運転など、歩行者等への危険・迷惑な自転車利用者に対する指導取締りを徹底するとともに道路交通法の改正も踏まえた酒酔い運転、右側通行、信号無視、一時不停止等の危険行為に対する積極的な指導警告と改まらない悪質・危険な自転車利用者に対する検挙措置の強化を図ります。	・自転車によるながら運転(携帯電話・イヤホン等)に対する指導取締り件数(7月末現在)3,691件 ・自転車に対する指導警告件数(7月末現在)45,777件 検挙件数(7月末現在)124件	A	府警本部交通指導課

13	①	幼児・保護者等に対する安全教育の実施	○幼児には、最も身近な存在である保護者等が家庭生活の様々な場面において、基本的な交通ルール・マナーを実践的に教えることが最も効果的であり、保護者等に対する教育や幼児と保護者等が共に正しい自転車利用を習得できる取組を推進します。	・自転車同乗幼児のヘルメット着用率向上のため、保育園・幼稚園等に依頼の上、自転車利用者、保護者等に対する自転車同乗幼児のヘルメット着用義務を周知し、着用を促進 ・幼稚園及び保育園において親子自転車教室を開催し、基本的な自転車ルールや交通事故状況について指導	A	安心・安全まちづくり推進課 府警本部交通企画課
	②	学校等における安全教育の実施	○学校等においては、小学校の児童期から、子どもの発達段階や登下校等の自転車利用の実態に応じ、自転車に関する交通法規を正しく理解し、実践できるように、自転車安全指導マニュアルや楽しみながら学べる教材を作成するとともに、授業や特別活動時において、自転車シミュレーター等の疑似体験を盛り込んだ交通安全教室のほか、登下校時における安全指導など、総合的・実践的な教育を推進します。 また、児童・生徒と保護者等が共に参加できる交通安全講習会等を通じて、保護者等の交通ルールや安全利用についての理解を深めます。	・自転車運転免許事業において、小学生に児童期からの自転車の安全利用に関する知識を習得させ、安全意識の向上を促進 ・高校生に対して、自転車安全利用推進員講習を開催し、学校内における自転車安全利用のリーダー的存在を育成 ・小学校の児童期から、子どもの発達段階や登下校等の自転車利用の実態に応じ、自転車に関する交通法規を正しく理解し、実践できるように、自転車教室を実施 ・北部地域の学校では、自転車シミュレーター等の疑似体験を盛り込んだ交通安全教室を実施 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から自転車ルールに関するDVDを作成し府計ホームページに掲載	A	安心・安全まちづくり推進課 府警本部交通企画課
				・令和元年度学校安全教室指導者講習会において府内の教職員に対し、小学校の児童期から、子どもの発達段階や登下校等の自転車利用の実態に応じ、自転車に関する交通法規を正しく理解し、実践できるように、自転車安全指導マニュアル「自転車セーフティガイド」の効果的な使用方法について紹介。令和2年度は新型コロナ感染症予防のため開催を中止したため、文部科学省作成の教職員研修資料「教職員のための学校安全eラーニング」を活用するよう通知	A	教育庁保健体育課
③	事業所における安全教育の実施	○事業所における安全教育は若年層から定年退職を迎える年齢層まで幅広い年代を対象とした教育の場であり、退職後の安全利用を促すことにも繋がるほか、家族に対する情報提供等への広がりも期待できることから、事業所における安全教育の自主的、継続的な実施を推進します。	・自転車安全利用推進員講習を実施し、自転車安全利用推進員に委嘱し、企業内における自主的な交通安全教育を促進 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、通勤時に自転車を利用する従業員が増加していることから、自転車の安全利用について要望のあった企業に対しては、感染防止を行った上で自転車教室を実施 ・新型コロナウイルス感染防止のため、非接触型であるリモートによる講習を実施	A	安心・安全まちづくり推進課 府警本部交通企画課	
④	高齢者に対する安全教育の実施	○加齢による自らの身体の変化を感じ取ってもらうための安全教育や交通状況に応じた安全な自転車利用のための知識、個々の身体の状態に応じた技能の習得を目的とした参加・体験型の自転車教室など、様々な機会を捉えた安全教育を積極的に推進します。	・自治体等と連携し、老人クラブ連合会等高齢者を対象とした自転車安全利用推進員講習を開催し、自転車の安全利用推進のための知識の習得や、実技講習における身体能力の変化を認識させ、自転車の安全利用の促進を図る予定	B	安心・安全まちづくり推進課	
			・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、重症化のリスクが高い高齢者への参加・体験型の自転車教室は控えた上で、早期の体操で集まっている高齢者に対して、短時間の交通安全講話を実施	C	府警本部交通企画課	
⑤	外国人に対する安全教育の実施	○大学や事業所等と連携して教育機会を設定し、外国人に対して国内における自転車利用の基本的な交通ルール・マナーと事故時の対応等について周知を図ります。	・留学生や外国人就労者を雇用する企業に対して、自転車安全利用の推進を目的とした広報啓発や交通安全教育を実施予定	B	安心・安全まちづくり推進課	
⑥	交通安全教室の講師へ向けた講習会実施	○交通安全教室の講師がわかりやすい講習会を実施できるように、講師に向けた講習会を実施します。	・自転車安全指導員講習を開催し、指導員の指定と育成に努める予定	B	安心・安全まちづくり推進課	
			・令和元年度学校安全教室指導者講習会において、自転車の交通安全に関する指導方法に関して、情報提供している。令和2年度は新型コロナ感染症予防のため開催を中止したため、文部科学省作成の教職員研修資料「教職員のための学校安全eラーニング」を活用するよう通知した。	C	教育庁保健体育課	
⑦	通学路周辺の安全点検の実施	○教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等により、通学路の安全点検を実施します。	・令和元年度通学路安全対策に係る府内合同連絡会議を開催し、府内全体で、安全点検に係る情報を共有し、取組の一層の推進を図ることにより、安全対策の向上及び安全確保の徹底を目指している。令和2年度は新型コロナ感染症予防のため、紙面での開催を検討	C	教育庁保健体育課	
			・夏の交通事故防止府民運動期間中、一部自治体で学校、自治体、警察、道路管理者が参加する通学路安全点検活動を実施	A	道路管理課 府警本部交通規制課	
			○安全点検の実施結果を踏まえて、必要な対策を実施します。	・令和元年度通学路安全対策に係る府内合同連絡会議を開催し、府内全体で、安全点検に係る情報を共有し、取組の一層の推進を図ることにより、安全対策の向上及び安全確保の徹底を目指している。令和2年度は新型コロナ感染症予防のため、紙面での開催を検討	C	教育庁保健体育課
			・横断歩道、一時停止等の交通規制の実施及び見直し ・点検結果を踏まえ、優先箇所から順次、交通安全事業を実施	B	道路管理課 府警本部交通規制課	
14	①	自転車保険加入義務化に伴う加入促進活動	○自転車保険加入義務化に関する広報啓発活動を行います。	・府民運動スタート式等における広報啓発のほか、自転車安全利用推進員講習における説明、防災・防犯メールシステムを活用した広報啓発を実施	A	安心・安全まちづくり推進課